

令和7年度県森林環境税広報事業に係る Web 広告等作成・出稿契約 提案競技（企画提案方式）実施要項

1 趣旨

大分県森林環境税への関心及び理解を促進するため、広報クリエイティブの作成及び SNS 等への出稿を行う「県森林環境税広報事業に係る Web 広告等作成・出稿契約」の契約相手方の選定に関し、提案競技（企画提案方式）に参加しようとする者（以下、「提案競技参加者」とする）が遵守しなければならない事項を定める。

2 契約に関する事項

- (1) 業務名 令和7年度県森林環境税広報事業に係る Web 広告等作成・出稿契約
- (2) 業務内容 別添「令和7年度県森林環境税広報事業に係る Web 広告等作成・出稿契約仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日 ~ 令和8年3月18日
- (4) 限度額 8,690,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）
※上記の金額は、本業務の調達における提案価格の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 日程（案）

令和7年4月 1日（火）	提案競技の公示・公募開始
4月10日（木）	提案競技参加申込書及び資格審査書類の提出期限
4月21日（月）	質問書の提出期限
5月16日（金）	企画提案書及び見積書の提出期限
5月29日（木）	プレゼンテーション及び審査会
6月 5日（木）	審査結果の通知
6月 上旬	委託契約の締結

4 参加資格

提案競技に参加できる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会を行う場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目の全てに該当すること。
 - ① 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、委託者との打合等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - ② 宗教活動または誠治活動を主たる目的とする者ではないこと。

- ③ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者ではないこと。
- ④ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2章第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人またはこれに準ずるものとして、大分県発注業者からの排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。
- (5) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者もしくは同等の資質を有する者であること。

5 提案競技への参加手続等

提案競技への参加希望者は、以下の書類を持参、郵送（書留郵送その他これに準ずる方法による）またはEメールにて提出しなければならない。なお、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する資格を有する者は、⑥～⑩は不要とする。

また、参加希望者は、契約担当者から提出した書類について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 提出物

書類の名称	内容
①提案競技参加申込書 (第1号様式)	会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。
②申込者概要書 (第2号様式)	名称、所在地、類似事業実績等を記載すること。
③誓約書 (第3号様式)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に係る誓約書
④業務実施体制表 (第4号様式)	本要項4（3）①に関する事項について記載すること。

⑤協力企業一覧表 (任意様式)	本契約にあたり、協力して業務を行う企業等がある場合は、当該企業等の名称、所在地及び協力して行う事業の内容を一覧表にして添付すること。
⑥営業または運営に必要な許可、認可等を得たことを証明する書類の写し	
⑦納税証明書（都道府県税について滞納がないことを示すもの）	
⑧納税証明書（地方消費税に係るもの）	
⑨登記事項証明書	
⑩印鑑証明書	

(2) 提出期限 令和7年4月10日(木) 17時必着

(3) 参加要件を満たさない者への通知

提出期限までに上記提出物を提出した者のうち、参加要件を満たさない者に対しては、令和7年4月16日(水)までに、理由とともにその旨をEメールにて通知する。当該通知を受けた者は、下記の審査会へ参加することができないものとする。

(4) 辞退について

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(第5号様式)を令和7年5月20日(火)17時まで提出すること。(Eメールで送付する場合は必ず着信を確認すること。)

6 質問の提出及び回答

本案件の提案について不明な点がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(1) 提出期限 令和7年4月21日(月) 17時必着

(2) 提出方法

質問書(第6号様式)をEメールで送付すること。ただし、電話により契約担当者に着信の確認をとること。

(3) 回 答

応募に関する質問・回答内容は、申込者全員に対しEメールによって回答する。

ただし、提案内容の核となる質問及びその他不特定多数に公開すべきでないと思われる情報を含む質問については、質問者に対してのみ回答する。

(4) その他

①企画提案実施後、仕様書の不知又は不明を理由として異議の申し立てはできない。

②提案書の審査に関する質問は回答できない。

7 企画提案書等の提出

提案競技への参加希望者(上記5の(3)の通知を受けた者以外)は、下記の書類を持参又は郵送で提出するものとする。

(1) 提 出 物

(紙、データ両方の形式で提出し、紙によるものは6部提出すること。)

書類の名称	内 容
①企画提案書 (任意様式)	別紙仕様書の内容を満たし、本契約の目的を踏まえた企画提案書を作成すること。
②見積書 (任意様式)	業務の内容ごとに項目を設定し、項目ごとにその単価及び金額を記載すること。

(2) 提出期限 令和7年5月16日(金) 17時必着

(3) その他

1者につき、提案は1つまでとする。また、提出後の書類の差替えは受け付けない。

8 審査会の開催

審査会において、以下のとおり提案競技参加者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた提案者1者を選定する。ただし、総得点の最も高い企画提案者が委託者の求める最低限の基準(満点の6割以上)に達していない場合は、この限りではない。

また、提案競技参加者が多数の場合は、書類による事前審査を行い、プレゼンテーションの実施対象者を限定する場合がある。

(1) 日時及び場所(予定)

令和7年5月29日(木) 大分県庁新階13階 131会議室

※正式な時間については、後日改めて提案競技参加者宛て通知する。

(2) 提案方法

① 提出済の企画提案書に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

② プロジェクタ、スクリーン等は使用できるものとする。

(3) プレゼンテーション時間

1者あたりプレゼンテーション及び質疑応答各10分程度

(4) 審査基準 別紙1のとおり

9 委託候補者の選定等

(1) 委託候補者の選定

① 審査会において、審査基準に基づき、提出書類等を総合的に審査し得点化する。

② 各審査委員の得点を合計し、総得点が最も高い者を委託候補者として選定する。総得点が最も高い者が複数であった場合は、その中から各委員の意見も踏まえた上で、審査会長の判断により委託候補者を選定する。

③ 提案者が1者の場合であっても、委託者の要求する基準を満たす提案と判断すれば、その者を委託候補者として選定する。

④ 本応募において、委託者の要求する基準を満たす提案がなかった場合、委託候補者の選定は行わず、改めて募集を行うものとする。この場合、今回の参加希望者の再応募を妨げない。

⑤ 選定結果は県のHPで公表する。

(2) 委託候補者及び審査結果の通知方法

- ① 委託候補者の決定は、審査結果とともに提案者全員に E メールにより通知し、大分県庁 HP にて公開する。
- ② 他の者に係る審査の内容についての問合せ及び異議申立ては受け付けないものとする。

10 委託契約について

(1) 契約の締結

本業務に係る委託契約は、原則として最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲で、内容の変更協議を含むものとする。

協議が不調のときは、次点の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、大分県契約事務規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、同規則第 5 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

11 その他

- ① 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、提案競技参加者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- ③ 契約にあたっては、企画提案等の内容について、委託者と企画提案者との協議により必要に応じて修正できるものとする。
- ④ 天災等やむを得ない理由により、公平、公正な企画提案競技が実施し難い場合は、企画提案競技を延期、又は取りやめることがある。その場合、企画提案競技に要した全ての経費は、委託者に請求できないものとする。

12 参加申込書・質問書・企画提案書等の提出先及び本契約に関する問合せ先

大分県 農林水産部 森との共生推進室 森づくり推進班

〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

TEL : 097-506-3873 FAX : 097-506-1766 E-Mail : a16210@pref.oita.lg.jp